

【 添付資料 13 】 入居者移転計画策定のための付与条件について

令和4年4月1日現在の、本団地の管理戸数、空き部屋数、入居戸数及び入居世帯別構成は以下に示すとおりである。

建替エリアの工区分け及び各工区における既存住棟の入居者の仮移転・本移転計画の策定にあたっては、本表を条件として検討すること。

■本団地の管理戸数、空き家戸数、入居率（棟別）、入居戸数及び世帯別構成（R4.4.1現在）

棟番	管理戸数 A	空き部屋 B	うち単身 入居可能 (55㎡以下)	入居数 C=A+B	入居率 C/A	入居状況（戸数）								世帯主 外国人	世帯主 日本人
						単身 入居	左のうち 65才以上	2人	左のうち 65才以上 が いる	左のうち 両方共65 才以上	3人	4人	5人 以上		
A	40	10	40	30	75.0%	17	15	7	0	2	5	0	1	5	25
B	40	19	40	21	52.5%	12	11	9	0	3	0	0	0	0	21
C	40	3	0	37	92.5%	11	6	18	3	10	3	2	3	5	32
D	40	11	40	29	72.5%	14	14	10	1	3	3	2	0	1	28
E	40	12	40	28	70.0%	18	16	7	0	1	1	1	1	1	27
F	50	20	50	30	60.0%	17	14	10	1	6	3	0	0	2	28
G	40	9	40	31	77.5%	22	20	6	1	3	1	1	1	3	28
H	20	5	0	15	75.0%	7	3	7	0	3	1	0	0	4	11
I	20	6	0	14	70.0%	6	5	6	0	2	0	2	0	2	12
J	20	8	0	12	60.0%	2	2	7	0	1	1	1	1	1	11
K	40	14	0	26	65.0%	11	8	9	0	4	4	2	0	1	25
L	40	17	0	23	57.5%	9	7	11	1	6	1	1	1	3	20
M	40	20	0	20	50.0%	8	6	9	0	5	2	1	0	0	20
N	40	14	40	26	65.0%	14	14	8	0	4	4	0	0	1	25
O	40	3	0	37	92.5%	5	4	20	2	13	8	3	1	2	35
P	30	13	0	17	56.7%	3	2	6	0	3	5	1	2	5	12
Q	30	13	0	17	56.7%	3	2	8	1	5	2	3	1	2	15
R	20	8	0	12	60.0%	2	1	5	1	3	3	1	1	3	9
S	20	12	0	8	40.0%	2	0	4	0	1	0	1	1	2	6
団地全体	650	217	290	433	65.7%	183	150	167	11	78	47	22	14	43	390
エリア外	340	99	80	241	70.5%	95	75	101	7	51	25	13	7	22	219
建替エリア	310	118	210	192	60.4%	88	75	66	4	27	22	9	7	21	171

【 添付資料 14 】 LED照明の採用

省エネルギー対策として、全ての照明器具においてLED器具を採用することとする。
下表を参考とする。

■採用器具

整備内容	区分	場所	種別	タイプ	交換 ^{※1}	
建替え リモデル	共用部	外廊下	ベースライト	直管型	球換え	
			非常用照明	電球型	球換え	
			EV 内照明	任意	メーカーの仕様 による ^{※2}	
		住棟妻面	街路灯、防犯灯	任意	器具替え	
		倉庫(共用のみ)	ベースライト	直管型	球換え	
	屋外	外構	街路灯・防犯灯	任意	器具替え	
	専用部	玄関ホール、廊下 便所、洗面・脱衣室	ダウンライト シーリングライト	電球型	球換え	
			台所	手元灯	直管型	器具替え
			浴室	シーリングライト	電球型	球換え
			洗面・脱衣室	洗面・化粧台	電球型	球換え
居室			ブラケットのみ設置			
居住改善	専用部	台所	手元灯	直管型	器具替え	
		浴室	シーリングライト	電球型	球換え	
外壁改修	共用部	住棟妻面	防犯灯	任意	器具替え	
集会所	屋内	玄関ホール、廊下 便所、洗面・脱衣室	ダウンライト シーリングライト	電球型	球換え	
			台所	手元灯	直管型	器具替え
		集会室	ベースライト	直管型	球換え	
			非常用照明	電球型	球換え	
	屋外	外構	街路灯、防犯灯	任意	器具替え	
駐車場整備	屋外	外構	街路灯、防犯灯	任意	器具替え	
外構整備	屋外	外構	街路灯、防犯灯	任意	器具替え	
給水施設	屋内	屋内	ベースライト	直管型	球換え	

※1：器具替えタイプとした箇所についても、球換え可能な機器が発売された場合は、それを採用すること。

※2：エレベーターの球換えは、エレベーター管理会社とのメンテナンス契約において行なうものとする。

■費用負担区分

交換	費用負担
器具替え	県負担
球換え	入居者負担(給水施設内の球換えのみ県負担)